

## 「構造部を矯正する方法を採用する基準」案

今回は、「構造部を矯正する方法を採用する基準」案(所謂「揚屋判定基準」です)の本文をご紹介します。これは日本建築学会「小規模建築物基礎設計例集」に記載の判定表(2011.5 第73号参照)に、前回の事業損失特有の従前の沈下傾斜程度を考慮する要件を加えたものです。

### 【構造部を矯正する方法を採用する基準(案)】

構造的な損傷が生じることによる矯正(沈下修正)の可否の判断は、下記判定項目において測定結果と現象面の項目からそれぞれ各2項目以上、確認された場合に適用できるものとする。

#### 1) 沈下傾斜の測定結果から判断する項目

- ① 基礎天端または基礎に直近の床・敷居などの現状において、概ね 6/1000<sup>\*</sup>程度以上の傾斜が認められ、かつ当該工事に起因することが明らかで、当該工事による傾斜(変動量)が概ね過半以上を占める場合。但し変動量が 6/1000<sup>\*</sup>以上の場合には過半以上である事を要しない。
- ② 基礎天端または基礎に直近の床・敷居などの現状において、概ね 5/1000<sup>\*</sup>程度以上の変形が認められ、かつ当該工事に起因することが明らかで、当該工事による変形(変動量)が概ね過半以上を占める場合。但し変動量が 5/1000<sup>\*</sup>以上の場合には過半以上である事を要しない。
- ③ 基礎天端または基礎に直近の床・敷居などの両端あるいは部分において、概ね 25 mm<sup>\*</sup>以上程度の不同沈下量が認められ、かつ当該工事に起因することが明らかで、当該工事による不同沈下量(変動量)が概ね過半以上を占める場合。但しその変動量が 25 mm<sup>\*</sup>以上の場合には過半以上である事を要しない。
- ④ 基礎天端または基礎に直近の床・敷居などの現状において、概ね 10 mm<sup>\*</sup>程度以上の相対沈下量が認められ、かつ当該工事に起因することが明らかで、当該工事による相対沈下量(変動量)が概ね過半以上を占める場合。但し変動量が 10 mm<sup>\*</sup>以上の場合には過半以上である事を要しない。
- ⑤ 柱の傾斜が概ね 6/1000<sup>\*</sup>程度前後の傾斜が認められ、かつ当該工事に起因することが明らかで、当該工事による傾斜量(変動量)が概ね過半以上を占める場合。但しその変動量が 6/1000<sup>\*</sup>以上の場合には過半以上である事を要しない。

#### 2) 現象面から判断する項目

- ① 基礎の損傷が著しく破断が生じ、今後構造的な耐力が期待出来ない場合
- ② 木工仕口部分に当該工事による隙間の発生・拡大が見られる。
- ③ 建具に調整補修が出来ない程度の建付および開閉の不良が生じている。
- ④ 内外壁の損傷が下地面にまで及んでいる。
- ⑤ 建物の傾斜により「床に置いたものが転がる」「建具が自然に動く」などの現象が見られる。
- ⑥ 床の傾斜等、建物の傾斜を体感できる。

※標準値を示すが、建物の状況により上限及び下限値を適宜採用する。

### 【まとめ】

ほぼこの内容と同様の判定表が近畿用対連の標準書参考資料(一部旧基準)として掲載されていますが、現時点ではあくまで当所の私案です。許容値の設定などは、これまでの「技術情報かわら版」をご参照下さい。これが全てのケースに適用できるとは限りませんが一定の客観的な方法により判定されるべきと考えます。